

土 木 工 事 共 通 特 記 仕 様 書

- 1 本件は、契約図書（契約書、設計書、設計図、土木工事標準仕様書（令和8年10月）、事業損失防止調査標準仕様書（令和8年4月）、特記仕様書、工事施工条件明示、工事共通構造図（令和8年10月）をはじめ、工事の施工に関する法令及び緑政土木局が定める規定（請負工事施行要綱（令和4年10月）、請負工事施工管理基準（令和8年10月）、写真管理基準（令和8年10月）、請負工事品質管理基準（令和8年10月））並びに工事の施工方法に関する公的基準に従って施行すること。
- 2 土木工事標準仕様書に定めのない場合は、設計図書によるものとする。
- 3 設計書に添付された工事施工条件明示等（○印等を付したものを）を遵守して、工事を施工すること。
ただし、明示事項に変更を生じた場合、または明示されていないが、工事施工にあたり制約等が発生したときは、発注者・請負人協議して適切な処置を講ずるものとし、設計変更を必要と認めた場合は、設計変更の対象とする。
- 4 任意仮設工事の場合は、設計図書に添付している仮設図書（参考図と表示する）及び使用する材料の種類・数量等の明示は、あくまでも参考であり、請負人が現場にあった仮設図面を作成し、監督員に提出し、その指示に従うこと。
- 5 設計変更等については、名古屋市工事請負契約約款第17条～第23条及び土木工事標準仕様書関連各条項で規定しているが、その具体的な考え方や手続きについては、工事請負契約における設計変更ガイドライン（名古屋市緑政土木局）によるものとする。
- 6 設計図書の他に提示する見積参考資料とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、名古屋市工事請負契約約款第1条でいう設計図書ではない。
従って、見積参考資料は、請負契約上の拘束力を生じるものでなく、請負人は、工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等工事目的物を完成するための一切の手段について、請負人の責任において定めるものとする。
なお、見積参考資料の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。

（特記事項）

1（前金払い）

前払金及び中間前払金については、名古屋市公共工事の前金払取扱要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。

- （1）前払金は、前払金請求書に保証証書を添えて、請求することができる。
- （2）中間前払金の対象は前金払を行った工事のうち次に掲げる1）から3）の要件を全て満たすものとする。ただし、部分払を行った工事については、中間前金払を行わないものとし、中間前金払を行った工事については部分払を行わないものとする。
 - 1）工期の2分の1を経過していること。
 - 2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- （3）中間前金払を請求する場合には、中間前金払認定請求書（要綱様式1）及び工事履行報告書（要

綱様式 2) を提出し、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。

- (4) 認定を受けた請負人は、中間前金払認定調書に中間前払金に関する保証証書を添えて、中間前払金の請求をすることができる。
- (5) 前払金として請求できる金額は契約金額の 4 割以内、中間前払金として請求できる金額は認定請求時における契約金額の 2 割以内とする。ただし、前払金と中間前払金の合計額は、認定請求時における契約金額の 6 割以内とする。

2 (部分払い)

工事設計書に部分払いを明示したときは、次の時期に請負人は、部分払いの請求をすることができるものとする。

- (1) 部分払い 1 回の場合は、おおむね出来高部分が全体の 1 / 2 程度に至ったとき。
- (2) 部分払い 2 回の場合は、第 1 回目については、おおむね出来高部分が全体の 1 / 3 程度、第 2 回目については、おおむね出来高部分が全体の 2 / 3 程度に至ったとき。